平成２７年１１月１５日

平成２７年１２月５日（土）

司法書士による「生活保護１１０番」（無料）を実施します

長野県司法書士会
会長　室賀　真喜男
長野県青年司法書士協議会
会長　清水　俊平

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、平成２７年１２月５日（土）、下記の要領にて「生活保護１１０番」を共同して実施します。

◆日　　時：平成２７年１２月５日（土）１０：００～１６：００
◆電話番号：０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料：無　　料
◆相 談 例：生活保護の申請はどこでどのようにしますか
申請しようとしたら窓口でいろいろ言われて受け付けてもらえません
生活保護を受けるのに財産を手放す必要がありますか
消費者金融の借入れを抱えたまま生活保護を受けられますか　etc.
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

生活保護受給世帯数は、年々増加を続けており、厚生労働省の平成２７年１０月７日の発表によれば、同年７月時点で過去最多の１６２万８９０５世帯になりました。なかでも６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加しており、全体の４９．３％にも及びます。高齢者の貧困の問題は深刻化しており、「老後破産」や「下流老人」といった言葉が各種メディアで目立って取り上げられるようになってきました。また、厳しい財政事情を背景として、今年７月には住宅扶助基準の引下げが行われ、さらに県内においてはこの１１月から冬季加算の引下げが行われています。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、共同して生活保護１１０番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることにいたしました。

＊　＊　＊

生活保護は、憲法第２５条第１項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けてまいります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事　依田淑史（TEL：0267-66-3567　FAX：0267-66-3588）